

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第 8 回会合）

2021 年 11 月 26 日（金）

（15:00～17:30）

Zoom オンライン会議

【司会】

定刻になりましたので、これより JBIC、NEXI、環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合の第8回会合を開催したいと思います。

本会合に、多数の方々にオンラインでご参加いただきまして、誠にありがとうございます。私、本日、司会を務めますJBIC 経営企画部、北島でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。本会合、これまでと同様、ウェブ開催としております。ご不便に感じる部分もあるうかと思いますが、できる限りスムーズな運営に努めてまいります。

まず、本日の全体の流れをご説明いたします。議題でございますけれども、事前にホームページでご案内のとおり、個別論点に関する議論、それから、異議申立手続要綱の見直しを予定しております。冒頭、司会からいくつか連絡事項につきご説明いたします。その後、JBIC より前回会合以降の動き等について説明の上、各議題に入っていきたいと思います。なお、個別論点につきましては、本日は前回からの続きということで、個別論点表の項番の 13、14、15、16 と番号順に進めていく予定でございます。進め方は前回同様でございますけれども、まず、提言いただいておりますNGO の皆さまに補足説明いただき、その後、産業界の方から説明いただき、最後にJBIC、NEXI から説明するという流れを予定しております。

本日の会合の所要の予定時間は1時間半ということで、16時30分までの予定でございます。質疑の状況等によりまして、時間が前後する可能性もございます。本日、議題の数もございますので、延長する場合には最大1時間の延長とさせていただいております。議論の状況を見まして、司会の方で必要に応じ時間の管理をさせていただきながら、できる限り効率的に進めてまいりたいと思います。

なお、会合中の途中の退室は自由です。また、退室後、再入室もできますが、事務局による確認作業を行った上で再入室となります関係で、若干、時間を要する可能性がある点、ご留意いただければと思います。

続きまして、本会合に関する連絡事項をいくつか申し上げたいと思います。前回ご参加の方には同じ内容の繰り返しで大変恐縮でございますが、今回からご参加の方もおられますので申し上げます。

本日のコンサルテーション会合の議論につきましては、透明性確保の観点から、後日、ホームページでの公開を予定しております。また、参加者の皆さまのプライバシー確保の観点から、撮影、録画はお控えください。録音につきましては、ご自身でのご利用のための録音は構いませんが、音声自体の公開はお控えいただきたいと思います。また、特定の個人、団体を誹謗中傷するような発言は行わないよう、建設的な議論を行う場として活用いただければと思います。

次に、ウェブ開催についての留意点をいくつか申し上げます。ご発言のとき以外は、ミュートの設定をお願いしたいと思います。ミュートになっていない場合には、事務局で設定させていただく場合もあります点、ご理解ください。カメラのオン、オフについては、任意とさせていただいているけれども、通信速度に影響が出る場合には、カメラのオフを依頼

させていただく場合がございます。また、質疑などご発言の際にはカメラをオンにし、所属、お名前をおっしゃっていただいた上で、ご発言をお願いいたします。また、議事録だけ匿名を希望される場合には、その旨、付言いただければ、議事録は匿名で公開をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、各論点につきましては、最初に NGO の皆さま、次に産業界の皆さま、そして、JBIC、NEXI という形で、司会の方から順次ご発言いただくようお声掛けさせていただきます。それ以降、ご発言されたい場合には、基本的に Zoom の挙手機能というのがございますけれども、こちらでお願いしたいと存じます。長くなりましたが、冒頭の司会からの連絡事項は以上でございます。

それでは、前回以降の動き等について、JBIC から説明をお願いできればと思います。よろしくお願いします。

【国際協力銀行 関根】

JBIC の関根でございます。あらためて、本日も多数の皆さまにお集まりいただきまして、ありがとうございます。前回、7回目でございましたけれども、10月 15 日に実施いたしました。それ以降の動きについて共有させていただきます。

まず、10月 29 日に FoE Japan 様、JACSES 様、メコン・ウォッチ様の 3 団体より、「JBIC および NEXI の環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続の見直しに関する NGO 提言」というものをいただきました。前回会合のときに、もしご意見あればお出しくださいということでお伝えをして、お出しいただきましてありがとうございます。

また、11月 19 日でございますけれども、第 7 回、前回の議事録に加えまして、NGO の皆さまから受領していた、実施調査に関するご質問への回答というものを、ガイドライン改訂のウェブサイトに掲載しております。ご確認いただければと思います。

そして、11月 22 日でございますが、同じく、先ほど申し上げた 3 団体の皆さまより、「JBIC および NEXI の環境社会配慮ガイドライン改訂に関する追加論点」ということで、追加論点を受領いたしました。こちらも、ありがとうございます。本日、先ほど、いただいたばかりということで、直前のタイミングですが、ウェブサイトに掲載しております。ご確認いただければと思っております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。それでは、本日の議題ということで、各論点の議論に移ってまいりたいと思います。冒頭、申し上げましたとおり、本日は、論点整理表の項目の 13、こちらから進めていきたいと思います。項目の 13 というところでございますが、まず、NGO の皆さまよりご説明をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江でございます。私の方から、項番 13 の趣旨説明をさせていただきたいと思います。まず、項番の説明をさせていただく前に、先ほどJBIC の関根さんの方からご紹介ありましたけれども、私どもの提出しました異議申立に関する NGO 提言、それから、先日、今週の月曜日に提出させていただいた追加論点につきまして、早速掲載をしていただきましてありがとうございました。

それでは、項番 13 の方の説明をさせていただきます。まず、非自発的住民移転、それから、生計手段の喪失に係る要件に関しての提言となっております。提言の内容として、非自発的住民に伴う移転補償となっているんですけども、すいません、言葉を足させていただきまして、『非自発的住民移転および生計手段の喪失に伴う移転補償の合意にあたっては、「対象者が移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならず、また合意書は対象者に渡されていなくてはならない」ことを要件とするべきである』という提言をさせていただいております。

趣旨としましては、移転あるいは補償の合意書について、当事者の影響を受ける住民の方たちが合意書に署名をする際などに、しっかりと内容を把握せずに署名をしてしまうケースが、これまでも過去の案件で多々ございました。そういう場合に、受け取った、合意をした後に、土地について何へクタールに対して何ペソ、あるいは、何ルピアもらったのかとか、あるいは、樹木ですとか果樹、そういう補償についても、自分の資産が何本数えられていたのかとか、そういう細かいことを実は把握できておらずに一旦もらったものの、それが正当な補償だったのかどうかというのが分からぬとか、そういうようなケースがあつたということから、例えば、当事者の方たちが、そういう補償について疑問を持った際に、支援者である NGO、あるいは、法的関係者、弁護士とか、相談しようと思っても、手元にその合意の文書がなくて、その後しっかりとフォローアップできないとか、そういうような事例があると。

そういうことを踏まえて、今回のガイドラインの改訂だけではなくて、私たちはずっと補償あるいは移転の合意文書については、複写、コピー、合意の内容が分かる文書を当事者に渡しておくべきであると、そういう趣旨でこれまでも提言をさせてきていただいておりましたので、今回も同様の内容を提出させていただいている次第です。短く、以上、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、産業界の皆さまからご説明を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。

【日本機械輸出組合 香取】

日本機械輸出組合の香取、008 番です。産業界として、要望表を提出した立場から意見を申し上げたいと思います。今回の非自発的住民移転についてですけれども、プロジェクトを

進める上で、関係者との合意をした上で進めるということは当然のことであり、確認のプロセスとしては必要と考えます。また、現行のガイドラインにおいても、非自発的な住民移転や生計手段の喪失が生じる場合には、関係者との合意の上で、実効ある対策が講じられていることが求められているということも解釈しております。実際の地域の住民との交渉においては、必然的に現地事業者が前に立つことになりますけれども、要請に応じて、本邦企業も協力することはもちろんのこと、事前に合意が可能な案件においては、必要な合意を得た上で事業を進めているものと理解しております。しかしながら、関係者一人一人を把握して書類の形で残せるかどうかとなると、現実的に難しい局面もあるでしょうし、また、国やプロジェクトの性格によって状況が異なるということも予想されます。そうしたことから、合意書の理解や対象者への交付を条件とするような画一的な規定には産業界としては賛成することはできません。

とはいっても、一旦確認すれば終わりではなくて、今後、話も出てくるでしょうけれども、苦情処理のメカニズムもあるわけですから、その中で対応していくこともできるというふうに考えています。IFC のパフォーマンススタンダードや、世銀のセーフガードポリシーにおいても、合意を原則とはするものの、文書の取り交わしまでは規定されていないということで、国際的なイコールフッティングの観点から追記されるべきではないというふうに考えます。また、これまでイコールフッティングのお話をすると、産業界が優れてるならアピールする機会になるじゃないかというコメントもいただきましたけれども、優れた対応をしている企業だけが重荷を背負うことになって、排除されてしまうということになれば、これは、当該国にも国際社会にも望ましくないというふうに考えております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、JBIC、NEXI から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【国際協力銀行 関根】

関根でございます。波多江さん、香取さん、どうもありがとうございます。香取さんの方で、かなり JBIC のガイドラインの内容や具体的なメカニズムを詳しくお話しいただきまして、やや重複する話も出てくるかと思います。実は、私、文章でこの論点をいただいていたのと、本日波多江さんから伺った話と、少しカバレッジが違うのかなという気もしてまして、やや、次の論点 14 の基準も含んだお話で、今の例ですと、例えば、署名をしたということですので、文書は存在していたのかなと。ただ、基準がという例だと思いますが、いずれにしましても、13、14 の論点にわたるので、14 の議論も含めて意見交換をできればと思います。

13 の方に戻りますが、合意についての話だと理解いたしました。繰り返しになりますが、JBIC、NEXI として、当然、非自発的住民移転の回避というのが最も望ましいんですが、困

難なプロジェクトについては、被影響住民の方々の合意が得られているということが基本原則ということで考えておりまして、適切なステークホルダーのエンゲージメントを経ながら、対象者の方々との合意がきちんとなされているということが重要と考えております。この点は、NGO の皆さまや産業界の皆さまと同じ方を見ているというふうに理解しています。現行のガイドラインでは、先ほど言及ございましたけれども、第2部で「対象者との合意の上で実効性ある対策を講じなければいけない」ということで、合意の上での実効性ある対策というのが、非自発的住民対処が発生する場合の必要な点として明記しております。

ステークホルダーエンゲージメントということに関しましても、対策の立案、実施、それからモニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されなければならない。それから、影響を受ける人々、コミュニティからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていかなければいけないというふうに規定しております。こういった、モニタリングも含めたエンゲージメントの実施、それから苦情受付メカニズムということを通じた受付体制の整備ということをきちんと敷くということが重要だと、明示的に示しております。実際の実務といたしましては、こういったプロセスを通じまして、先ほど例示がありましたような事態というのは、捕捉して解決をしていくということが重要なのではないかというふうに例示に関しては考えます。

それから、国際基準はどうなってるのかということですが、当然、本論点につきましても、IFC パフォーマンススタンダードとの適合性も確認しながらやっているということでございまして、パフォーマンススタンダードでは、ステークホルダーエンゲージメントということに関して負の影響が大きいと認められるものについては、Informed Consultation and Participation ということで、被影響住民に対するより深いエンゲージメントを求めております。

そして、繰り返しですけれども、苦情受付メカニズムということも明示的に規定されておりまして、これを早い段階で設置するということを求めております。そして、早い段階で、先ほどの例示も入ると思いますが、補償や移転に関する懸念事項、困ったということを把握するということが重要で、これを狙って、苦情メカニズムというのを早期に設置するのだということが規定しております。こういった合意形成プロセスというものを明示的に示して、また、懸念事項が生じた場合の捕捉ということをプロセスとして示しているということで、実効性が担保されるという考え方が IFC パフォーマンススタンダードだと理解しております。こういった国際的な運用というものを見てまいりますと、そういったプロセスを働かせるということが重要であって、産業界の皆さまから懸念としてございました、画一的な合意書の取り交わしということの義務づけというのは国際基準についてもないという状況でございまして、今のメカニズムをしっかりと働かせていく、例示のあったようなものもそのメカニズムの中で捕捉するということが重要だということで、こここの部分の変更は不要と考えております。

また、先ほど例示ありました、どういう基準でという話もございました。これは論点の 14

にあると思いますので、論点が分かれていますので、そこで考え方を取り交わしたいと思います。以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。それでは、本件につきまして、ご参加の皆さまから、ご質問、あるいは、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。本会合は、冒頭にも申し上げましたが、画面上、目視で挙手を確認することが難しいため、ご質問、あるいは、ご意見ございましたら、Zoom の挙手ボタンでお願いできればと思います。また、ご発言の際は、お手数ではございますけれども、カメラをオンにして所属、お名前をおっしゃっていただいた上でご発言をいただければと思います。14番の方、よろしくお願ひいたします。

【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江でございます。JBIC の関根さん、それから、産業界の方の香取さんも、どうもありがとうございます。ちょっと私の説明の仕方が悪かったかなと思ったんすけれども、確かに、項番の 14 の方でも補償の要件について基準が一律でなければいけないとか、そういった議論はまた後ほどさせていただければと思ってたんですけども、私たちが今、想定をしている問題のケースというのは、関根さんがおっしゃったように、補償を受ける、移転をするといったときの合意文書に署名をするっていうのは、普通にやられてることだと思うんですね、どの案件でも。それは一人一人というか、1 世帯ずつかもしれませんけれども、文書に何らかの署名をするという行為はなされていると思うんです。ただし、その署名をした本人の、文書が当人に渡っていないケースがあるんですよね、これまでも。

その場合に、例えばですけれども、おっしゃってるような苦情のメカニズムがあったとしても、自分たちで例えば 10 万ルピアもらいましたといった場合に、どのような内訳でそれをもらったのかがはっきりしないとか、そういうえば土地の補償に幾らもらったのか、あるいは、家畜の何頭分にそれをもらったのかとか、それから、パパイアの木とかバナナの草が何本あったとか、そういうものに幾らもらったとかいう内訳が、はっきり自分で分かっていかなかったりとかすると、バナナ 10 本分ぐらいしか数えられないようだけれども、本当は 20 本ぐらいあったのにとか、そういう確認っていうのが、補償合意文書が自分の手元にないと、なかなか交渉がしづらいわけです。ちょっと細かい話なんですけれども、そういう苦情というのも割と補償とか移転とかではよくあることだと思うんですね。

私の説明がもし分かりづらかったら、また聞いていただければと思うんですけども、そういうことの事例を前提に、私たち今話してまして、例えば、日本であれば契約書を双方で署名したら、一方が A を持つてもう一方は B というか、その写しを持ってるものだと思うんですけども、それがそうなってないので、後ほど合意の内容について申し立てがしにくくなっていたりとか、確認がしにくくなったりしているっていうところを、私たちは問題視しているということなんですが。すいません、他の NGO の方も何か補足があれば、よろしく

お願いいいたします。

【司会】

ご指摘ありがとうございます。他にご質問、あるいは、ご意見のある方いらっしゃいますか、ただ今の点に関連しまして。17番の方、お願いいいたします。

【メコン・ウォッチ 木口】

ありがとうございます。メコン・ウォッチの木口です。今、波多江さんからもお話ありましたけれども、通常、そういう書類というのは、当然交わされているべきで、日本であれば、もちろん、先ほどあったように契約書が交わされて、本人も保存しているはずなんですが、それをきちんとできない政府、機関もあるということで、JBICさん、もしくはNEXIさんの方がきちんと確認するような体制になっていた方が苦情申し立てが起きた際にも混乱が少ないというのがこちらの認識です。そういう書類がきちんとあることで正当な話し合いができるし、確認もお互いに住民の方も納得できますし、行政機関等、実施機関との間の話し合いもスムーズにいくということで、あつたほうがいいものであるという理解でもあります。

また、先般、JICAのガイドラインの改訂、行われましたけれども、こちらの方でも原則として補償内容は文書で対象者に説明されて、いつでも当人が内容を確認できるものとするというような形でガイドラインが改訂されることがほぼ決まっているという理解であります。そのために、国際水準では多少齟齬があるようですが、実態としてはいろいろな海外のプロジェクトでも、補償に関してはきちんとした対応が取られてるという理解は、私どももしております。ですので、日本国内でガイドラインを有する機関の内容がそろっているということも、日本の経済支援の中で取られていてもおかしくない対応であるというふうには理解しておりますので、ここはもう少し、ご検討いただければと思っております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。ただ今、お二人の方からご意見頂戴したところでございますが、この点に対しまして、JBICの方から発言あればお願ひします。

【国際協力銀行 関根】

ありがとうございます。完全に理解しているか、やや自信がないですが、いくつか多岐にわたるポイントが入っていますが、それらを含めて合意の上でというのを、私ども確認しているわけで、合意に齟齬があればそれは合意に瑕疵があったかどうかを確認するというようなことですし、それが問題だと言っていくのは、苦情メカニズムや、あるいは、住民との対話ということで確認していくということで、いろんなパターンがあると思うんですけれ

ども、今もたくさん出てきたと思うんですが、いろいろなパターンも全てそのメカニズムで捕捉していくという考え方方が国際スタンダードなのかなと、そういった考え方を通して、ちゃんとできているのかなという理解でございます。ただ、新しく JICA さんとの協議の話を、今、新しい材料としていただきましたので、それは拝見をしてみたいと思います。

それから、どういう基準でだったんだっけという話は項番 14 ですので、せっかく分けておりますのでそちらの方であらためて議論したいと思います。ありがとうございました。

【司会】

項番の 13 でございますけれども、他にご意見、あるいは、ご質問等ございますでしょうか。14 番の方お願ひいたします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。すいません、私の説明がやはり少し分かりづらかったようなので、もう一度説明させていただきますと、基準の話は、例えばパパイヤの木 1 本が幾らですという算出根拠とかが、移転計画ですかそういった補償計画の内容に書かれると思うんですね。ただし、一人一人の補償の計算については、その基準額掛ける本数とかになるじゃないですか。その本数が 1 世帯ごとに多分、調査者が来てこの人の世帯は何本ありますというふうに調査をされると思うんですけれども、その考え方、数えてる本数が、本当に自分が所有していると認識してるものと合っているのか、それが正しいのか、齟齬があるのかとか、そういうことを確かめられないケースがあるという意味で。

次の項番の 14 でお話しているのは基準額になると思うので、その基準の額については、1 本幾らとか、1 ヘクタール幾らとかっていうのはプランに書いてあるものだと思うんです。補償の合意内容に書いてあるのは、その基準掛ける何本の本数とか、1 世帯ごとに違うと思うんです。その部分の内容が確かめられないという意味で、私たちは文書が合意した文書の内容、プランではなくてです。そういう意味での項番の 13 ということです。よろしくお願いします。

【国際協力銀行 関根】

ありがとうございました。せっかくの意見交換ですので、理解を確認しますと、今までのお話ですと、要は基準はあって、その基準に対しての計算もあって、それを示されて、そして合意文書に署名したということだけだと非常に適正なプロセスのように思えるけれども、後で、あれ違ったというような場合に、争いが起きたときにちゃんと解決できるような形になるために、その文書が保存されているということが望ましいということだと理解しました。違いますかね。

【FoE Japan 波多江】

よろしいでしょうか。

【司会】

波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

一つの事例としては、そういうケースがあり得るということだと思います。私たちからすると、そんなことないだろって思われるかも知れないんですけども、細かい、家畜の数を数えてるものが、例えば、政府から来た調査、サーベイナーが数えたものと本人が認識してるもののが違ったりとかもあるんですね。

項番 14 とも関わってくる話でもあるんですけれども、いろいろな場面で、地元の行政なり政治家なりが絡んでの汚職みたいなものが起きる可能性の一つとしては、その数え方が、自分がこの部分を持っていてここに 10 本があると、だけれども、なんか減らされて数えられていて、4 本しか自分のものが数えられてなかったみたいだと。で、残り 6 本は、実は違う人の方で数えられてたとか、そういうようなケースがあつたりするんですよ。で、それが政治家に入ってたりとか。で、自分が補償合意をするときに、文書をさっと見せられて、はい、署名してみたいな感じで言われて署名をして、コピーが渡されてないと、確かめられないわけです。そういうケースも多分あると思います。いろいろな場面が想定されるのですが、私たちの経験上は、そういった文書、自分が署名したものが自分の手元に残っているということが、後々の苦情処理のメカニズムにとっても、いいというふうに考えております。ありがとうございます。

【国際協力銀行 関根】

何度も説明ありがとうございます。理解いたしました。ありがとうございます。

【司会】

それでは、他に、この論点の 13 ですけれども、ご意見、あるいは、ご質問いかがでしょうか。論点 13 につきましては、次の 14 とも関連するというお話をございましたが、14 は基準の方の話ということでございますが、よろしければ、このまま論点の 14 の方に移らせていただき、また議論の方を進めていければというふうに考えてございます。論点 14 につきまして、よろしければ、NGO の皆さまよりご説明いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。引き続き、FoE Japan の波多江の方ほうから説明させていただきます。こちらの方は、補償内容の基準の公開、それから、それを一貫性ある形で適用していく

ださいと、そういうことを要件とするべきじゃないかという提言でございます。もちろん、現行のガイドラインでは、既に再取得価格についての規定がございますけれども、再取得価格の算出根拠、それから、基準額、1ヘクタール当たり何ペソであるとか、それから、一つの家畜、牛の家畜につき何ペソとか、といった、本当の基準になる額というものが、まずは透明性を持った形で公開をされており、それについて一貫性のある形で適用されなければならないということなんですけれども。

具体的な事例としては、2016年にJBICさんが融資を決めたインドネシアのバタン石炭火力なんかでは、1平米当たり10万ルピアという土地の補償額が新聞で公示に載ってたりしたという情報を、JBICさんなんかもおっしゃってたんですけれども、実際に地権者の方たちにお話を伺うと、それが一貫性のある形では適用されてなかつたということで、例えば、最初の方は10万ルピアだったけれども、どんどん地権者が反対をしていた中で、つり上がっていったというお話です。2倍とか4倍とか、それ以上という話も聞いたことがあります。そうなつてしまふと、もちろん不公平感が生じますし、地域の中の分断というか、コミュニティ間の不和を助長しますし、非常にコミュニティ全体としての負の影響をもたらすような、そういう影響も私たちはあると思っています。

この点については、現行のIFCの2012年のパフォーマンススタンダード5のパラ9の中でも、補償基準が透明性のある状態で一貫性を持って適用されるということが要件、リクワイヤメントとして明記されているということもございます。最近、改訂というか、発表されています世界銀行のESS5のパラ13の中でも、補償基準が公開されて一貫性を持って損失の資産に適用されなければならないことですか、補償の算出基準が文書化されて、透明性のある手続きを経て支払いがなされるということが求められているというふうになっておりますので、こちらの方もJBICさんのガイドラインの本文の方に明記をしていただけたらいいのではないかと思っております。以上です。よろしくお願ひします。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、産業界の皆さんよりご説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【日本機械輸出組合 香取】

日本機械輸出組合の香取と申します。この補償基準算出根拠の公開につきまして、現行ガイドラインにおいて、JBICさん、NEXIさんの考え方の所にも書いてありますけれども、補償は可能な限り「再取得価格に基づき」事前に行われなければならないというふうにされていて、補償基準が透明性ある状態で一貫性を持って適用されることがIFCパフォーマンススタンダードに記載されていて、このとおり確認されているというふうに考えています。従って、現行でなされている、あるいは、問題提起されているようなことについても、その問題提起をされることで解消されていくということであれば、それでいいのではないかとい

うふうに考えているところです。以上です。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、JBIC、NEXI から説明をお願いいたします。

【国際協力銀行 関根】

ありがとうございます。こちらですけれども、補償の論点ですが、ガイドラインの中では、補償に関して、十分な補償だったり、可能な限り再取得価格に基づくといったことでしたり、生計回復については以前の生活水準等に回復するように努めるとか、あるいは、改善するよう努めるとかといった、具体的なことを記載しているわけでございます。で、今日の問題提起が、透明性、一貫性ということでございます。それにつきまして、おっしゃるとおり、IFC パフォーマンススタンダードというものに沿ってやっておりますが、そこで、おっしゃるような透明性ある形、一貫性を持って適用されるというようなことが規定されているというのを同様に理解しています。

この点については、問題提起といいますか、実際、今やっているというようなことでございますので、産業界さんの方で違和感がないということは確認したいと思いますが、実際にやっていることを問題提起として入れ込むということについて、懸念がないことなのかどうか、先ほどの問題提起ということでいいのではないかというところは確認したいと思ってますけれども、産業界のお話を伺った上で検討したいと思っている次第でございます。いずれにせよ、やっているというようなことでございます。

【司会】

ありがとうございました。それでは、本件につきまして、ご意見、あるいは、ご質問ございますでしょうか。14 番の方お願ひいたします。

【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江です。産業界の方、それから、JBIC さんからのご説明もありがとうございます。現行の IFC のパフォーマンススタンダードに従って、実際にやられているということではあったんですけども、私たちからの説明の中にもございましたとおり、私たちが現場で聞き取りをしている中で、そうなってはいない案件があったということも事実でございまして、もちろん、これは個別の案件を議論する場ではないので、あくまで事例としてお話ししているわけですけれども、今後の融資審査、それから、モニタリングを JBIC さん、NEXI さんがされる中で、この透明性、あるいは、一貫性の部分も非常に重要な要素であるということを、運用上の中でも、よりご認識いただいて実行していただくために、私たちはやはり規定に盛り込んでいただきたいと思っております。

私たちが、なぜこれにこだわるかというと、先ほども申し上げたとおり、コミュニティの

中での不信感に非常につながるものでして、案件によって、親戚、あるいは、コミュニティの中で、あそこの世帯はこれだけもらったのにとか、そういったことが起きてしまいますので、ここをしっかりと融資者の方からも、融資者、あるいは、付保される立場からも、借入人なりそういったところに言っていただく、リマインドしていただくということが求められているのかなと思っております。よろしくお願ひします。

【司会】

ご意見ありがとうございました。8番の方、挙手いただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

【日本機械輸出組合 香取】

産業界になります、日機輸の香取です。産業界の意見をお聞きいただけるということ、ありがとうございます。今すぐには即答はできませんけれども、プロセスを踏まえて、企業側にもいろいろ聞いていきたいと思います。

現実問題として、一本一本がどうなのかということは、今、日本機械輸出組合の香取としては、実際のプロジェクトでここがどうだというのは把握はできないです。ただ、先ほど言わわれたようなお話からいくと、それこそ、一本一本にしても、何本ではなくて、あの木はたくさんなるよ、あるいは、この木はならないよっていうときに、どうするのか。決して、それは否定的な意味ではなくて、いろいろ条件が異なってくる、そういうものを踏まえながら、プロジェクトをなるべく皆さんに納得いくような形で進めていかなければいけない。しかも、時期もあるし、予算も限られている、そういう中でプロジェクトを進めていくっていうことで考えていく。その中で、どうしても、どこまで画一的な条件が求められるかっていうのは、考えていかなければいけないというか、全部に求められるものではないのではないかかなという気がします。

これは、13番の話とも混同してしまって申し訳ございません。14番については、そういったことで、実際に企業の側にも確認してまいりたいと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございます。17番の方、お願ひいたします。

【メコン・ウォッチ 木口】

メコン・ウォッチの木口です。先ほどとほぼ同内容なんですが、こちらもJICAさんの方のガイドラインの改訂で、公開に関しては規定が変わるというふうに理解しております。ドラフトにある文言ですが、補償基準は公開され一貫して適用される、影響を受ける者はその内容を認識している必要があるというふうになっておりますので、ご確認いただければと思います。また、先ほどもありましたように、プロジェクトの影響を受ける方たちの中で、

その後の生活に非常に影響する不和みたいなものが発生するということで、公開性があることで、一定、そういった問題が防げるということは、非常に強くあると思いますので、前向きなご検討をお願いしたいと思います。以上です。

【司会】

ご意見ありがとうございました。NGOの方、また、産業界の方からそれぞれコメント、ご意見を頂戴したかと思います。これらを受けまして、JBICの方からレスポンスあればお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

【国際協力銀行 関根】

お考えを確認させていただきましてありがとうございます。また、JICAさんの情報もあります。それらを総合的に見まして、また、いま一度、国際基準というものを確認いたしまして、改訂案というものを作成したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【司会】

他にご質問、あるいは、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、引き続き、項番の15番に移っていきたいと思います。項番の15ということで、まず、NGOの皆さまよりご説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

JACSESの田辺と申します。よろしくお願ひします。提案は、『TCFDの勧告に基づいて、気候変動のリスクと機会に関する情報を開示すべきである』ということなんですが、JBICさんのご指摘のとおり、この提案というのは、ガイドラインと直接何か文言に書き込むというのは、確かにやや違和感のある提言だというふうには理解してますが、提言10の補足意見というふうに捉えていただければと思います。提言ではない、論点10ですね。論点10においては、個別の排出量をきちんと測定して公開していくべきという意見を出させていただきまして、その延長として、JBIC自身が全体的にどれぐらい排出量に貢献してしまってることを、きちんとそのリスクを投資家をはじめとしたステークホルダーに開示していくことが必要なのではないかというところが、一つあります。

加えて、公的金融機関であるJBICとしては、自らの残高、例えば、排出ネットゼロの残高をゼロにするとか、NEXIとしては、保険の規約をゼロにするということにとどまらず、その支援した案件のライフサイクルを通じて、そこが2050年ネットゼロと整合的かどうかということを、きちんと把握していただきたいというところがあります。これは、先日、ADBがエネルギー政策を改訂しまして、ADBのエネルギー政策の方針とも合致しているというふうに考えております。以上です。

【司会】

ご説明ありがとうございました。それでは、産業界の皆さん、事前に、特に書面等ではござ意見いただいていると承知していますが、もしご説明、コメント等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

【日本機械輸出組合 香取】

ありがとうございます。008番、日本機械輸出組合の香取です。この件は、非常に重要な話でございまして、まず、本件は、JBIC、NEXIさん自体の情報開示の話かなと思いましたので、個別のプロジェクトの案件の借り手、利用者として、意見を述べるのはどうかなというところかとは思いますが、とはいって、いろいろ山が動いております。

現状の認識として、2019年の6月にわが国政府がパリ協定を受けて長期戦略を閣議決定しましたし、2050年に努力目標とともに、最終到達点としての脱炭素社会を掲げているわけです。これは、政府に限らず、産業界でも気候変動対策の加速化というは図らなければいけない。企業においても、SDGsの達成を念頭に置いた事業活動が求められているとする中で、当然、TCFDの提言に沿った情報開示に取り組む企業というは増えているところであります。TCFDの公式ウェブサイトによると、わが国は、イギリスとかアメリカとかオーストラリア等の、大体100社から300社程度をはるかに超える600社を超える企業や団体が賛同の表明をしていると、国際的に見ても、金融機関に限らず、対応が進んでいるというは感じ取れるところでございます。

本件は、非常に重要な取り組みであるという認識は持っております。とはいって、今回の環境ガイドラインにおいて、先ほどNGOの方からもございましたけれども、果たして、この改訂に文言に反映すべきことかどうかというと別なのか、あるいは、別という言い方はおかしいんですが、ガイドラインの適用とか、運用も含む高次の概念ではないかなというふうに、コメントをさせていただきたいと思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、JBIC、あるいは、NEXIからご説明をお願いいたします。

【国際協力銀行 関根】

田辺さん、それから、香取さん、ありがとうございます。まず、皆さん、おっしゃっているとおり、ガイドラインの文言の話ではないというふうに私どもとしては考えております。その上で、補足意見としていただいた点、これは、国際的に大きな流れはCOP26でも確認されてますし、その中で、日本自身が個別の努力に加えて、対外的な努力、貢献もしていくということを表明しているわけでございます。

私どもは、対外的なファイナンスという立場でございますが、詳しい方はご存じのとおり、COP26 というようなイベントの前後で、いろいろな国々が新しい宣言をしております。その評価は個別にあるかと思いますけれども、いずれにせよ、脱炭素に向けた加速、現実的なトランジションというものを実現するということが重要で、その実現に向けて手を差し伸べるということが重要だと思っています。田辺さんがおっしゃったように、エンゲージということですね。関わっていき、そして、加速をさせていくという手法がないかということをあらゆる場面で探し、そして、ソリューションプロバイダーとして、いろいろなものを私たちの関係者に提案していくと。

私たち単体でどうこうということも、ESG ポリシーというものを公表しておりますのでご覧いただければと思いますが、それを超えて、国際的に私たちの役割を果たせるとは何だろうかということで、常に模索していくというトーンで表現したつもりですし、それを実行に移していくと、それは、日本の企業さま、日本の技術というのも活用できるでしょうし、日本の企業さまの大変なご努力を、ファイナンス面から支えていくということもあり得るでしょうし、また、各国の状況は国によって異なるわけですけれども、脱炭素への努力というものについて協議をしながら、ソリューションプロバイドをしていくということが重要なと思っておりますので、ガイドラインの文言の議論ではございませんけれども、私どもの現状の考え方というものをせっかくの機会ですのでシェアをさせていただきます。ありがとうございます。

【日本貿易保険 佐藤】

聞こえておりますでしょうか。

【司会】

大丈夫です。お願いします。

【日本貿易保険 佐藤】

NEXI の佐藤でございます。この論点につきましては、JBIC さんと基本的な考え方というのは同様でございまして、論点自体、環境ガイドラインとは異なるものだということは同じということでございます。他方で、私ども、JBIC さんも公表されておりますけれども、ウェブサイトの方で TCFD に関する情報公開ということも公表しております。先ほど、田辺さんの方から、論点 10 についての議論の補足ということもございましたが、前回の議論では OECD のコモンアプローチに関して、GHG の測定とか報告に向けた議論ということがなされておりますけれども、NEXI としてもこういった議論に貢献しつつ、JBIC、NEXI の考え方記載されておりますとおり、Scope 3 まで含めた TCFD に基づく情報公開の実施に向けて取り組んでいくということを公表しておりますので、それに沿った対応を実施していくということになります。以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。本件につきましてご意見、あるいは、ご質問ございますでしょうか。53番の方、よろしくお願ひいたします。

【日本経済団体連合会　浄土】

53番の浄土と申します。私、経団連の方から参加しておる者でございます。TCFDに関しては、経団連としても賛同しております。そして、政府や関係先と連携して、気候変動関連の非財務情報開示の環境整備に現在取り組んでおるところでございます。近年、資金導入を通じて持続可能な社会を目指すサステナブルファイナンスが国際的な大きなうねりとなっております。TCFDの開示の取り組みは、サステナブルファイナンスのインフラといえるものでございます。既に、JBIC、NEXI様からもお話がございましたけれども、TCFDの開示、それから、気候変動対応への取り組み、これを推進されていくと表明されたことをわれわれも歓迎したいと思います。また、JBIC、NEXI様におかれでは、ステークホルダーとの建設的な対話をこれからもぜひ深めていただきたいと思います。私からは以上でございます。

【司会】

ご意見ありがとうございました。他にご質問、あるいは、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。他にないようでしたら、その次の論点ということで、項番の16、番号書いてませんが、15の下でございまして、追加論点で情報公開というところでございます。そうしましたら、NGOの皆さまよりご説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【「環境・持続社会」研究センター　田辺】

続いて、JACSESの田辺です。まず、提案といたしましては、『「カテゴリAに必要な環境社会影響評価報告書」の原則の一つに、当該文書において影響評価のみならず、回避・緩和策についても含めることを明記すること』という提案をさせていただきました。

まず、問題を整理させていただきますと、現行のガイドラインにおいては、カテゴリAにおいて環境社会影響評価報告書、ちょっと長いのでESIAというふうにこの後略して読ませていただきますが、ESIAと許認可証を合わせて、ESIA等というふうに呼んでいます。これは公開というふうな形になっていて、ESIA等以外に環境社会配慮のために入手した文書で、現地で公開しているものはJBICも公開するという、二段構えでガイドラインは構成されています。現実としてどうかというと、ESIAが実際に名称自体は現地事業者が作ってたり、現地政府が作ってたりもしますが、名称は多様な状況でして、何が現行のガイドライン上のESIAなのかというのは、JBICの判断次第ということになっているわけですが、ガイドライン上においてESIAの定義というのは必ずしも明確になっておらず、望ましい内容の例示が

あるのみであるということなので、ガイドライン上の ESIA がどういうものなのかということはかなり不透明な状況かなというふうに理解しています。

かつ、通常インパクトといいますと、プラクティスとしては、緩和策を講じた上でのインパクトが国際基準や国内基準に照らし合わせて、きちんと整合性取れているかということを把握しますので、必然的に回避・緩和策というのは ESIA に含まれてくるわけですが、かつ、IFC なんかは、さらに踏み込んでアクションプランをきちんと作っていくという方向になっていて、むしろ、インパクトアセスメントというよりは、アクションプランをきちんと公開していくという現地住民と話し合うためにきちんと協議して公開していく这样一个アプローチになっているという理解でいます。さらに、この ESIA 以外の文書についても、JBIC が環境社会配慮の確認のために入手しているかどうかというのが論点になっていまして、この目的ではないというふうに JBIC が判断してしまえば、同じような環境社会配慮影響評価に関するような内容の文書であっても、かつ、現地で公開されていたとしても公開されていないという実態も私どもは見ているという、そういった現状があるというところです。

ですので、提案といたしましては、まず、趣旨というところを述べさせていただきますと、きちんと ESIA というのが何かということを定義していくことが必要なのかなというふうに考えています。特に、インパクトというのは、回避・緩和策をきちんとやった上で含めたインパクトであるということをきちんと定義していく必要があるかなというところです。加えまして、追加の提案ということになりますが、この ESIA 以外の文書についても、目的で判断するのではなくて、コンテンツで判断すべきじゃないかなと思いますので、こちらも、ESIA を定義した上で、この ESIA 以外というのが必要かどうかということも含めて検討していく必要があるかなというふうに理解しています。以上です。

【司会】

ありがとうございました。次に、産業界の皆さんより説明をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【日本機械輸出組合 香取】

日本機械輸出組合の香取です。こちら、新しい項目なので、産業界からの要望書にはもともと検討の内容にも含まれておりませんし、産業界としての共通意見ということではありますけれども、ちょっとコメントさせていただきますと、この点につきましても、現行ガイドラインにおいて、必要な手続きが踏まれているというふうに認識はしています。

資料の JBIC、NEXI の考え方にもあるとおり、私も ESIA と言わせていただきますが、既に ESIA には、『コモンアプローチに規定している事項が記述されていることが望ましい』というふうに規定されていることがあります。この ESIA における緩和策の項目の義務づけに関しては、IFC 等の国際的な基準においても、まだ特に規定されてない。また、この規

定については、現行環境ガイドラインの内容で産業界としては十分に確認されているのではないかというふうに考えていましたし、また、確認とこれを公開していくかどうかというのは別の次元であって、確認されていることが確保できるということであれば、それでよろしいのではないかというふうに考えます。以上です。

【司会】

ありがとうございました。それでは、JBIC、NEXI より説明をお願いいたします。

【国際協力銀行 関根】

ありがとうございます。ESIA とは何かということでございますが、ガイドラインで出てくるのが、第2部と2.というところなんですねけれども、ここに一連ございますが、環境アセスメントの手続制度が当該国にあって、当該プロジェクトがその対象となる場合、その手続きを正式に終了し、相手国の承認を得なければいけない。その後に、環境社会影響評価報告書、制度によっては異なる名称の場合もあるということで、いろいろな名称があり得るというようなことになっておりますけれども、そういった報告書というものは、プロジェクトが実施される国において公開されており、あと、言語の話、それから、十分な情報が公開された上でステークホルダーとの協議というような、作る上でのプロセスの話と、そして、ドラフトのような、これもプロセスの話、そして、記載内容の話と。記載内容の話というのは、コモンアプローチというところが国際的な基準の一つというふうに見なしているので、そのようにしているわけですが、コモンアプローチというところの内容が記述されているものが望ましいというふうになっておりまして、その典型的に含まれてる項目というのが示してございます。OECD コモンアプローチにおいて示しておりますので、そこが入っているということで、ガイドラインのFAQにも仮訳を付しているというようなことでございます。

ですので、この定義を作るということよりも、そういった、いろいろな呼ばれ方で呼んでいる、法制上に必要なチェック、それから、国際基準で見たときに望ましいものというものが並んでいる中で、個別案件ごとに環境社会配慮というのがどうなされているのかというのをしっかりとチェックしていくというようなことでございます。そういったものを実施する上で、何か定義を作つて、きつきつ、定義を作ると、また、これが足りない、これが足りるというような話に必ず時代とともにになっております。そういった意味でも、国際的な目線というものでOECD コモンアプローチというのも含めて捕捉しながらやっていくという建付けになっておりますので、こういったものに基づいて、借入人を通じて、個別に確認を行つて、環境レビューを実施していくというようなものでございます。つまり、定義よりも、確認内容が重要だというふうに理解しております。ESIA というのは定義ございませんけれども、レポートなるものでカバーされていないという中で、重要だというものは個別に確認をして、環境レビューを実施して、JBIC、あるいは、NEXI として判断をしていくという、この形こそが極めて重要ということだと思っておりまして、前段部分のお話はそ

のようと思つております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。本件につきまして、ご質問、あるいは、ご意見ございますでしょうか。12番の方、お願ひいたします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

ありがとうございます。まず、現地の法制度上ということに関しましても、例えば、オーストラリアの案件なんかだと、プロジェクトプロポーザルと、エンバイロンメンタルプランという2段階の仕組みがあって、プロジェクトプロポーザルはJBICはESIAというふうに位置づけているけれども、エンバイロンメンタルプランについては位置づけてないという、こういった実態もあって、実は現地の法制度をJBICがどのように判断するかということも非常に曖昧な状況でして、このコンテンツに関して見れば、当然ながらエンバイロンメンタルプランには緩和策のコモンアプローチに書かれている望ましい内容が含まれているということですので、やはり、この点はきちんと定義していただく必要があるのかなというふうに思つておる次第です。

こうやって、JBICが今関根さんからはご紹介いただきなかつたんですけど、二つ目に書かれているIFCの話は、実は、これは多分、IFCのパフォーマンススタンダードを読み間違えてるのかなと思ってまして、IFCの中ではパフォーマンススタンダード1ではアクションプランでもきちんと作成するし、公開することになりますので、これは当然ながら、回避・緩和策がきちんと細かく練られたものというふうに理解しております、どちらかというと、IFCはこちらの方向で持つていてるというふうに理解しておりますので、このIFCの流れという部分で考えれば、当然ながら回避・緩和策はきちんと公開していただくということが必要ではないかというふうに思います。以上です。

【司会】

ご意見ありがとうございました。ただ今のご意見に対して、JBICの方からレスポンスありますでしょうか。

【国際協力銀行 関根】

ありがとうございます、田辺さん。丁寧にご説明いただきまして、理解が深まりました。これは定義の問題ではないと思っている考えは変わりません。変わりませんけれども、確認すべき事項というものをしっかりと確認していくということが、まず一つ。

それから、公開っておっしゃったので、公開ということで申し上げますと、ESIAもそうですし、借入人から入手した文書、当然、環境社会配慮のレビューにおいてはプロジェクト実施主体を通じて確認いたしますので、情報というのは基本的には借入人等から、あるいは、

等っていうのは政府もあるかもしれません、入手した文書をもって確認を深めていくということだと思いますけれども、そういったもので一般に公開されているものは公開していくということでございます。それから、一連の議論の中でございましたけれども、情報公開の論点の際に、借入人等が公開を許可する場合には公開しましょうということですので、そういったものを足し合わせると、必ずしも、国際的な動向に比べて弱いとか、確認漏れがあるとか、そういったことだと認識してませんし、恐らく田辺さんのご指摘も、そういうことではないよということだと理解しております。

最後にいただいたアクションプランの形、その内容、どこまでが義務で、どこまでが自発的なところなのかというところは、研究を進めて、具体的な研究をしてみるという意味で、情報提供をいただきましてありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。他に、ご質問、あるいは、ご意見ございますでしょうか。14番の方お願いいいたします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江です。この論点、今、議論を伺ってまして、実は 11 月の 22 日に私たちが提出した追加論点とも、少し似ているなというふうに思ったんですけども。要はカテゴリ A 案件のプロジェクトについて、どういう文書を JBIC さん、NEXI さんが入手されて、それをレビューに使い、そして、透明性、あるいは、説明責任を確保する観点から、あるいは、第三者の情報提供を積極的に得るという観点から公開をされるかということなんだと思っています。

なので、今、言ったような、例えば、JACSES の田辺さんから事例が挙がってましたけれども、当該国で作られている、いわゆる ESIA の中に緩和策ですか代替案とか、そういうものがもし含まれていないのであれば、それは環境レビュー上必要な情報だから、JBIC さんはそれ以上の情報を求められるということになるかとは思うんですけども、その追加で入手された文書が、今の JBIC さんの運用でいくと、すいません、これ、第 1 部の話と掛かってしまうんですけども、第 1 部の情報公開の考え方のところで、環境レビュー時にどのような情報公開をされるかというところで、私たちとしては、やはり、環境社会配慮確認のために入手した文書の中で、カテゴリ A については、ESIA と許認可証を公開すると書いてある、ここに緩和策が含まれてしかるべきだと。私たちが、私たちというのは第三者が、そういった JBIC さんが環境レビュー上必要な文書、必要な情報をしっかりと公開するべきであるというふうに考えているので、この議論にもなってるのかなと思うので。

そこで、先ほど言われたように、ESIA と銘打ってなくて、JBIC さんが、でも、レビュー上必要な情報として入手された文書があると。しかし、それが、今のガイドラインの立て付けていくと、環境レビュー時の情報公開のポツ 3、要は ESIA 以外に入手された文書という

ふうなカテゴリ分類、カテゴリ分類ってちょっと紛らわしいですね、そういった文書に分類されて、JBICさんの公開義務がなくなってしまうというところに、問題意識が私たちはあるので。そういう意味では、JBICさん、NEXIさんが、環境レビュー上必要な情報をしっかりと第三者にも公開すると、カテゴリA案件については特にですね。という意味でESIAの定義付けというものがやはり必要なのではないかと思いました。私からは以上です。ありがとうございます。

【司会】

ご意見ありがとうございました。他にご意見、ご質問ございますでしょうか。12番の方お願いいいたします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

すいません、1点だけ追加でコメントさせていただきますと、今回のウェブサイト上でも資料として上がってきました現地実査の実施状況確認調査の質問に対する回答というのをいただきましたが、これの4番でも、まさに今回の論点についてご回答があったというふうに理解していくと、環境管理計画とか環境モニタリング計画というのは、JBICさん自身はESIA報告書ではないというふうに位置付けられているんですが、コモンアプローチの望ましい影響の中では、こういったものもきちんとESIAに含めるよというようなガイドがあるというふうに理解してますので、何かESIA報告書というのの定義が非常に危ういというか、整合性が取れていない回答だなというところも1点付け加えさせていただければと思います。以上です。

【司会】

ご意見ありがとうございました。ただ今、いくつかご意見いただいたところでございますが、これらにつきまして、JBICの方でレスポンス、あるいは、ご発言ありますか。

【国際協力銀行 関根】

ありがとうございます。今の議論は、今週の月曜日、22日に提出いただきました追加論点とも通ずるところがあるといいますか、そこをかなりカバーしている、そこと通底する論点だというふうに理解いたしましたので、定義が何かというところでもめるのも生産的ではないということも、一方でまだ残っています。というのは、一番重要なのは環境影響評価をしっかりと行い、確認し、そして、それを透明性高い形でということで情報公開ということで趣旨だと理解しましたので、国際的な、先ほどいただいたIFCの例というのも勉強させていただいて、追加論点というところの議論も再度精読させていただいて、今日の議論も振り返った上で何ができるのかと、あるいは、何をやればしっかりとやりたいという気持ちは恐らく同じだと思いますので、そういった生産的な方向性になるのかということを内部でも

議論、検討をしてまいりたいと思っています。ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。他に、本件ご質問、あるいは、ご意見ございますでしょうか。他にご質問、ご意見はないようでございますので、続きまして次の議題ということで移っていきたいと思います。

次の議題は異議申立手続要綱の見直しについてでございます。こちらにつきまして、まず、JBIC、NEXI より最初に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【国際協力銀行 渡部】

それでは、JBIC からまずはご説明を差し上げたいと思います。私はこのコンサルテーション会合では初めてとなりますけれども、名前は渡部陽介と申します。この異議申立手続要綱の見直しについて担当させていただいております。この異議申立手続要綱の見直しの進め方についてでございますけれども、これについてはご案内のとおり、要綱上、読ませていただきますけれども「本要綱の見直しは原則として、ガイドラインの見直しに併せて実施する。見直しについては、それまでに蓄積された利用者および環境ガイドライン担当審査役からの意見・評価に基づき検討を行う」というルールになっております。

今回も、冒頭に紹介がありましたとおり、10月29日付でNGOの3団体の方々、正確にはFoE Japan様、JACSES様、メコン・ウォッチ様、この3団体の方々から提言を受領しております。「国際協力銀行および日本貿易保険の環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱の見直しに関するNGO提言」と銘打ってご提言を頂戴しております。NGOの皆さまのご意見ということで、本日はこの場でご説明を頂戴して、必要に応じて趣旨なんかも確認させていただきながら、見直しの検討に生かしていくべきだと思っております。また、この手続要綱上、見直しの検討にあたっては利用者の皆さまからの意見、評価に加えて、環境ガイドライン担当審査役という方々からの意見、評価に基づき検討を行うということもされております。このため、担当審査役から意見、評価というのも別途ヒアリングして、踏まえながら見直しの検討を進めていきたいと考えております。

この要綱に関しては、本日皆さまからお伺いするご意見、また、担当審査役からの意見、評価を踏まえた上で検討して、環境ガイドラインの改訂案を出すことになるわけですけれども、これと同じタイミングで異議申立の改訂案をパブリックコメントにかけさせていただこうと思っておりますので、もしご意見があれば、是非そちらで仰せいただければ幸いでございます。

それでは、長くなってしまいましたけれども、今回この10月29日のご提言をご提出いただいたNGOの皆さまから、意見の内容ということについてお話を頂戴できると幸いでございます。JBICからは取りあえず以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。そうしましたら、よろしければNGOの皆さまからご提言内容の補足説明をお願いできればと思いますが。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江です。よろしくお願ひいたします。異議申立制度に関しての NGO 提言は 1 カ月前ぐらいに出させていただいているんですけども、私も 3 団体は、各国の JBIC さん、あるいは、NEXI さんの支援案件について、現場で影響を受けていらっしゃる方たちと連携していろいろなアドボカシー活動、提言活動をさせていただいておりますけれども、昨今 4 案件が JBIC さんの方については異議申立の手続制度を利用して異議申立というものが実際になされておりました。NEXI さんは利用者がいなかったわけですけれども、今回私たちが提言を出させていただいている内容につきましては、特に異議申立が JBIC さんの方になされた 4 案件、インドネシアのチレボン石炭火力発電所の 1 号機、それから 2 号機、これで二つの案件になります。それから、インドネシアのセントラルジャワ石炭火力、私たちはバタン石炭火力発電事業と呼んでおりますけれども、その事業。それから、ベトナムのハイフォン石炭火力発電所の 1 号機、2 号機というか、フェーズ 1、フェーズ 2 と呼んだ方がいいかと思いますけれども、この 4 案件についての異議申立の経験を踏まえた上で、大きく 3 点提言をさせていただいております。

ちょっと長くなつて恐縮なんすけれども、一つ目から趣旨を説明させていただきたいと思います。1 番目は、独立した外部専門家を活用できるように、文言、規定を改訂していただいた方がよいのではないかということで挙げさせていただいております。現状、JBIC さんの方では、ガイドライン担当審査役が現在 3 名でしたでしょうか。私たちがチレボンですかバタン石炭火力なんかの住民の異議申立を支援させていただいたときには 2 名の審査役の方がいらっしゃいましたけれども、その審査役について実態というか、現場での調査なんかが 2 名の方がフルタイムではなくて、非常勤というかそういう形ですので、現場の調査がどうしても時間をかけてできないというような現状がございました。

細かくは、こちらの提言書に書いてある内容も読んでいただければと思いますけれども、そういった十分な調査業務ができないというところが一番大きいかなと思っているんですけども、そこを外部の専門家を活用できるような形にしていただく。それによってより充実した調査ができるのではないかと。申立人の意見を十分に聞いていただくというのはもちろんのことですし、十分にっていうその内容についても JBIC さんの融資の担当部局の理解と異議申立をされた住民の方たちの理解がどういうふうに認識が、齟齬があるのかとか、そういったことも丁寧に外部の専門家を使うことによってできると思っておりますので、こうした体制を整えるということが必要ではないかと思っております。

これは本当にテクニカルなところではございますけれども、現状の異議申立要綱の中では、事務局の項目の中で外部専門家というものが触れられているんですけども、事務局と

外部専門家の機能というものは違うと思いますので、別項目で外部専門家というものを立てていただきて、要綱の中で、審査役の裁量でそういった外部専門家を活用できるような形にされることが必要であるというふうに考えております。

続けて説明をしていいってよろしいでしょうか。

【司会】

はい、お願いいいたします。

【FoE Japan 波多江】

はい。事例は、そこに書いてあるとおりですので今日は飛ばそうかと思います。大きい2番目の項目にいきますけれども、『審査役の説明責任の向上と申立人の理解できる言語での情報提供』というふうにタイトルを付けさせていただいております。私どもが、例えばチレボン石炭火力の1号機、2号機、それから、セントラルジャワ、バタン石炭火力の案件で、住民の方たちと審査役の間にに入るというか、コミュニケーションを行うにあたって、環境ガイドラインの担当審査役が、例えば、受理通知とか、それから、異議申立書の内容の中で審査役の質問があった場合に、クラリフィケーションしたい場合に、住民の方、申立人の方に質問書を送られるとその通知書であったり、質問書というものが常に英語であったということで、その部分で申立人の方が、例えば、現地語のインドネシア語しかご理解できないというときに、誰が通訳、あるいは、翻訳をするかという問題がこれもテクニカルといえばテクニカルなんですけれども、非常に重要な問題だと私たちは思ってまして、そういう問題が発生したと。

住民の方たちが、住民の意図を汲んで審査役の方に英語なり日本語で私たちが間に入つてというか、通訳、翻訳をして伝える場合には、本当に住民の背景、バックグラウンドが分かった上で伝えた方が私たちもいいとは思っている部分があるので、問題ないかなとは思って、問題かなというのはまだいいかなと思うんですけれども、JBICさん、あるいは、JBICさんの審査役の方がその意思を伝えるにあたって、その通訳、翻訳、解釈の責任を誰が持つかという話にもなるかと思うんですけども、それが、例えば現地のNGOに責任が負わされても私たちも申立人も困るわけです。ですので、最低限、審査役が発出する文書、あるいは、発出する発言内容については、やはりJBICさんというか、審査役の方でしっかりと通訳体制、翻訳体制を整えていただく必要がある。そこのコミュニケーションをもちろん円滑にすることもそうですし、責任あるコミュニケーションを行うにあたっての体制を整えていただきたいというのがこの2番目の趣旨でございます。これは、1番目の外部専門家の話もそうなんですけれども、この異議申立制度をしっかりと意味のあるように活用できるためには、それをするための予算もしっかりと付けていただく必要が私たちはあると思っております。

3番目にいきますけれども、大きい3番目の申立人の「救済へのアクセス」の障壁を取り

除くための措置ということですけれども、こちらは中身が四つに分かれておりまして、最初の点は、申立書の内容の使用言語についてです。現在は、日本語、英語、それから、現地の公用語までしか含まれていないんですけれども、申立人の方が、例えば、フィリピンであればタガログ語以外に、今フィリピン語と呼ばれるかもしれませんけれども、フィリピン語以外に、例えば、北部ではイロカノ語があったり、南部ではビサヤ語があったりとか、それから、インドネシアでも、例えば、バタン石炭火力の現場ですとジャワ語の方が皆さん普通に使われてる言葉であったりとかそういう状況がございますので、申立人の利便性というか、考えた上で現地の公用語、または、申立人の使用言語というところまで含めた対応が使う側、申立人側のアクセスの障壁を取り除くといったところでは必要ではないかというふうに考えております。

2番目と3番目については、今のJBICさん、NEXIさんの申立手続要綱の内容に関してですけれども、申立書の内容としていくつかこれが記載されていることというふうに例示がされていますけれども、その中でも特に、申立人に生じる被害、あるいは将来起こるであろう被害というものを記載するということが書かれてあります。申立書の内容の要件として、なんですけれども、今は枕言葉というか修飾語として、重大な被害が発生する場合みたいなことが書かれてるんですよね。この、重大なというのが、非常に曖昧な、何が重大なのかっていうことは非常に判断が難しいことですので、これは取っていただきて、普通に被害、あるいは、影響ということでおよいのではないかと思っております。

それから、③ですけれども、これは非常に住民の方たちが書くというか、答えるのが難しいと思われる内容なんですけれども、JBICさん、あるいは、NEXIさんのガイドラインというものを住民の方たちが読んで解釈するというのは、非常に時間のかかるというか、非常に難しい内容であるんですよね。その中で、自分たちの受けている影響がこのJBICさん、NEXIさんのガイドラインのどこが守られてないから自分たちに被害があるんだというような、そういう因果関係ですか、どの条項に違反してるという、そういったことを住民の方たちに書かせるというのは非常にハードルが高くなります。ですので、もちろん、そういうことを分かって住民の方が書けるようであれば書いたらいいかもしれませんけれども、これをマスト、必要不可欠な申立書の内容として設定するのは、非常に住民側の「救済へのアクセス」というものを妨げるものかなと思いますので、ここは書きぶりを記載することが望ましいと改訂をしていただいた方がいいというふうに思っている次第です。

最後の4番目ですけれども、こちらは現在の異議申立手続の周知については審査役が努力をすることになってるわけですね、広報というか。ただ、1番目でも言ったとおり、審査役の方たちは常勤ではないですし、プロジェクトサイトにJBICさん、NEXIさんの審査のときに行くわけでもありませんので、ここは担当部署の方たちも、この異議申立要綱、制度があるということの周知をする努力というものを担当部署がされることも必要なんじゃないかと考えております。なので、そういったことを手続要綱の中に入れるということです。

あとは、一番最後の箇条書きのポイントで書いてありますけれども、この「救済へのアクセス」というのは、去年ですか、ビジネスと人権に関する行動計画、NAP が外務省の方でも制定されてまして、その中でも JBIC さんの異議申立制度というのは明記されているわけです。このビジネスと人権に関する指導原則の一つの柱が、やはり「救済へのアクセス」ですので、そのアクセシビリティをしっかりと高めていただくというのが一つ重要な世界の中でも取り組みの一つとして挙げられていると思いますので、この点も留意して 3 番目の挙げさせていただいた四つのポイントについては、ご検討いただきたいと思っております。

あと、参考資料で、私どもが住民の異議申立を支援した案件の中で、意見書なんかも出させていただいておりまして、一つ目はチレボン石炭火力の 1 号機のときに、JBIC の審査役から出た調査報告書について意見を出させていただいているので、それを参考資料として付けさせていただいたと。独立専門家が必要じゃないかとか、そういったところも書かせていただいております。二つ目の参考資料は、セントラルジャワ石炭火力、私たちはバタン石炭火力と読んでいるこの JBIC さんの審査役からの報告書について、申立人の住民の方々から出されている件ということで、調査が不十分だったというようなことが書かれていますけれども、そういったものを参考資料として付けさせていただいております。すいません、長くなりましたが以上です。

【司会】

ありがとうございました。ご提言いただいた内容につき、ご説明いただいたかと思います。大きく 3 点、説明をいただいていると理解しております。1 点目は外部専門家の活用について、それから 2 点目が、審査役と申立人の方との間のコミュニケーション、特に言語の問題をはじめとしたコミュニケーションの問題、最後、3 点目に「救済へのアクセス」ということで、申立書の、こちらについては内容を含めて、中心に四つの点でご説明いただいたというふうに理解をしております。

提言いただいた内容、今ご説明いただいたわけなんですけれども、これに対しまして、JBIC、あるいは、NEXI サイドで何か確認すべきこと、あるいは、現時点において、何か回答、あるいは、発言すべきことがあればお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【国際協力銀行 渡部】

ありがとうございます。趣旨のご説明についても、ただ単に文字を拝見するというだけではなくて、実際にお話を頂戴するということで、私どもの理解も深まるというふうに思っております。NEXI さんもいらっしゃいますので、都度お伺いすることになるかと思いますけれども、いくつかクラリフィケーションといいますか、お考えについてもうちょっと深掘りをさせていただきたく思うんでございますけれども。

一つ目は、外部専門家の話でございます。外部専門家については、ご指摘のとおり、現在

の要綱ですと、事務局ということに引っかけて外部専門家ということがメンションされてるわけでございますけれども、ただ、必ずしもそういうことでもなくて、現在の建付けの中でも、広く外部専門家の活用は可能なのではないかなというふうに思ってるわけでございます。そういった中で、この提言を頂戴しているということは、現時点の要綱上の外部専門家の立て付けを変えるべきであると、そういうことなのかどうなかつていうところなんですね。そこをまず、一つお伺いしたいなというふうに思いました。この外部専門家という方が、具体的に何をするのかというところでありますけれども、例えば、提言書の中でいただいた文言なんかを拝見しますと、外部専門家を活用しながら、現地調査や住民のヒアリングを行うというようなことを書いていただいております。ここにおいて、例えば、具体的にどういうふうにするのかなというところが、いまひとつあれなので、もう少し補足していただけるとありがたいなというふうに思ったのが 2 点目。

それから 3 点目、『外部の専門家の選定にあたっては、異議申立人の信頼に足る「独立性」が確保されるべきである。特に』として、この後に、JBIC 職員、NEXI 職員の同行等々は、『疑義や不信感を招く可能性がある』というふうに書いていただいているわけでございます。この、『特に』の前は、外部専門家の方のことを言っていて、『特に』の後は、職員の同行についてということを言ってるわけでございますけれども、ここのつながりというのは、どのように理解したらよろしゅうございましょうかというところを、以上、3 点、私のほうからお伺いさせていただければというふうに思います。以上です。

【司会】

ありがとうございました。ただ今の点でございますけれども、NGO の皆さまいかがでしょうか。14 番の波多江さん、よろしくお願ひいたします。

【FoE Japan 波多江】

FoE Japan の波多江です。すいません、今、趣旨説明をさせていただいて、その質問にはお答えはしたいと思うんですけども、その前に、そもそもこの異議申立の見直しの進め方についても、少し意見交換させていただいた方がいいかなと思ったんですが、その点については、この後に少しお話しする時間はいただけるでしょうか。

【司会】

この点は、JBIC の方はいかがですか。

【国際協力銀行 渡部】

JBIC としては全く問題ございません。

【司会】

では、内容のクラリフィケーションについてご説明お願いできればと思います。14番の方、よろしくお願ひいたします。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。FoE Japan の波多江です。では、まず 3 点いただいたところなんですが、外部の専門家の今の要綱の立て付けで可能かどうかという話なんですけれども、こちら、実はいただいたご質問、クラリフィケーションの 3 点目とも兼ね合いがあるかなとは考えております。

今、事務局が住民の申し立て受け付けた後もコミュニケーションの中に入っているらっしゃるんですよね。例えば、審査役の方が現地の調査に行かれるときにも、実際にアレンジをされているのが、事務局と呼ばれている JBIC の職員の方であったりするわけです。その業務も含めて独立性が私たちは必要だと思っておりまして、要は、JBIC さんの職員が今事務局をされているので、融資の担当部署ではなかったとしても、やはり JBIC さんの職員なわけです。なので、住民の方たちからすれば、自分たちは JBIC のガイドラインの実施について審査をしてもらいたいのに、JBIC の方々が入る、仲介としてでも入るっていうことについて独立性がないんじゃないかというふうに考えられることがあるわけです。

3 点目とも兼ね合いになりますけれども、そういった、調査のアレンジメントもそうですし、それから、現地調査に 2 名の審査役がいらっしゃったときにも、同行されて座っていらっしゃるんですよね、事務局の方が。もちろん、その事務局から融資担当者に何か情報が漏れるとか、よく分からないですけれども、そういうふうに疑われる方もいらっしゃるかもしれませんですね。調査の独立性というところなんだと思います。なので、今言った調査のアレンジメントもそうですし、それから、例えば、審査役の方が現場にいらっしゃって、申立人ですか、申立人と同じような意見を持たれている住民の方たち、他の住民のグループとかにも調査をされることがあったとすれば、そこに同行されるのは JBIC の職員ではなくて外部専門家になるのかというふうに、私たちは考えておりまして、1 点目、2 点目、3 点目と、割と重複した回答かとは思うんですけれども、外部専門家の方たちにはそういった調査のアレンジメントもそうですし、審査役の調査の同行もそうなんですけれども、その他にもこれは東京ができるかもしれませんけれども、膨大な資料を読み込んだりとか、そういうことも、専門家の方が補助、アシストするということも考えられるでしょうし。

それから、一番は現場の調査というものが、今、審査役が現場にいらっしゃったとしても、2 日、3 日ぐらいしか休暇が取れないとか、実際審査役をされてる方たちが大学の先生であったり、弁護士の方だったりすると、やはり、1 週間、2 週間丸々現場に調査に行くっていうことは無理なわけです。その中で、得てして首都に着かれても、融資をされている現場が地方であったりすると、移動時間もかかるわけじゃないですか。プラス、地方都市に行かれても、そこからまた移動があるわけです。それを考えると、例えば 3 日いらっしゃっても、住民の村に行けるのが 2 時間だけとか、来ないよりもせんが、それで十分な、

膨大な情報を JBIC さん、NEXI さんから上がってくるような情報と、住民が言っている主張の齟齬ですとか、そういうものを十分に認識できるような調査ができるかっていうと、やはり限界があると思いますので、そういうことを独立の専門家、外部の専門家などに調査業務を指示するのは審査役になると思いますが、任せるというところがあると思います。

恐らく、これで 3 点とも答えているかと思いますので。

【司会】

ご説明ありがとうございました。ただ今のクラリフィケーションの内容については、JBIC の方はよろしいでしょうか。

【国際協力銀行 渡部】

ありがとうございました。私どもの方で理解が至ってなかったところも、今のご説明で、かなりクリアになったような気がいたしますので、この外部専門家についても、いただいたところをどうさせていただくかということについて検討していきたいと思っています。以上です。

【司会】

ありがとうございます。先ほど、ご参加者より進め方についても意見交換されたいということをございましたけれども、この点については、ご質問、あるいは、ご確認いただきたい内容ございますでしょうか。12 番の方お願ひいたします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

JACSES の田辺と申します。ガイドライン本体の方は、この論点表という形で、JBIC 側の現状の立ち位置というか、立場というか、意見というかを示していただいて、産業界からも、NGO の意見に対するコメントという形でいただいているんですけど、この異議申立の提案については、同じような方式で今後議論される予定なのでしょうか。

【司会】

ご質問ありがとうございました。JBIC の方から回答をお願いいたします。

【国際協力銀行 渡部】

JBIC から回答申し上げます。ご質問ありがとうございます。この点については、冒頭さりと申し上げてしまったんですけれども、現在の要綱では、それまでに蓄積された利用者および担当審査役からの意見、評価に基づき検討を行うというふうになっておるものでございますので、これに沿って、皆さまの意見とかご評価をいただき、それを踏まえて JBIC の中で検討を行うというプロセスを考えています。

意見とか評価を頂戴した上で、当方で改訂案を作成すると。しかる後に、ガイドラインのものと同タイミングでパブリックコメントに付すと。そこで、改訂案に対するご意見も頂戴しながら、私どもの考え方をお示しするというプロセスを想定しております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。他に、本件、ご質問、あるいは、ご意見いかがでしょうか。14番の方お願いいいたします。

【FoE Japan 波多江】

ご説明ありがとうございます。クラリフィケーションというか、確認なんですが。ということは、私ども今回、提言させていただきまして、今回説明を一通りさせていただきましたが、今後、私どもが意見できるのはパブコメの時期だけということになるんでしょうか。

【司会】

ただ今の点について、JBIC から回答ございますか。

【国際協力銀行 渡部】

そうですね。ご質問ありがとうございます。先ほど、私が申し上げたプロセスを現在想定しておりますので、今日ご意見を頂戴し、また、こうやってクラリフィケーションさせていただいた後はこちらで改訂案をご用意して、パブリックコメントに付すということでございますので、そこで改訂案に対するご意見を頂戴するというふうに想定しています。

【司会】

14 番の方どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

ありがとうございます。ということは、クラリフィケーションをした上でという、そのクラリフィケーションの場はもう今回限りということなんでしょうか。というのは、恐らく、この提言を出させていただいて、主にこの大きい3点について、審査役の方たちにもご意見伺ったりですか、そして評価されたりということだと思うんですけども、その部分は公ではされないわけですよね。でも、その意見、例えば、審査役、他の方たちからの意見も出てきて、また何かクラリフィケーションとかが出てきた場合に、こちらにNGOの方に質問が JBIC さん、NEXI さんから何かあったり、そういうこともあるのかなと思うんですが。

私たちとしては、今の 30~40 分でこの議論が一通りは説明をさせていただいたものの、やはり、渡部さんの方からクラリフィケーションが返ってきたように、もう少し議論をさせていただきたいというのが、私たちからの要望なんですけれども。

【司会】

ありがとうございます。ただ今の点につきまして、JBICはいかがでしょうか。

【国際協力銀行 関根】

すいません、関根です。全体をマネージしてるものですから、ここで入させていただいて。結局、目的が、今の問題点をお互いに認識を一致させた上でリアリティも考えて、より良いものを作っていくということですので、今のご意見も踏まえて。

実は、これ、最後にご案内しようと思ったんですけれども、環境ガイドラインの今までの議論と、新たに今週いただいた追加論点、追加論点の方は今日はみ出て、議論、多少カバーされてましたが、そこもあらためて確認し、改訂案も議論し、その時間がありますので、その時間の際に、私どもとして、その時点できらなるクラリや議論の時間を取ったほうがいいかなというふうに考えておりますので、今のご意見を踏まえて、少なくともどれぐらい私どもの方からクラリポインツ、あるいは、私たちの考えに対してご意見を伺うという内容が出てくるかは分かりませんけれども、時間を確保するように検討をしたいと思います。よろしいでしょうか。

【司会】

17番の方、お願ひいたします。

【メコン・ウォッチ 木口】

メコン・ウォッチの木口です。多分、波多江さんの方で今のお返事をされるのかと思うんですが、私の方からも。

関根さん、ご説明ありがとうございました。是非、これは引き続き議論させていただきたいと思うんですが、また JICAの方を引き合いに出して恐縮なんですが、かなり異議申立の手続きについても議論を行っておりますし、改訂された部分も非常に今回は多くなっているということになります。特に、専門家の活用の件などは、かなり NGO の方からも議論させていただいて、いろいろと手続き上の指示が変わられたりされているので、それを踏まえますと、やはり、JBICさん、NEXIさんの方でも、是非、それらを踏まえての議論というのも行っていただきたいと思っております。以上です。

【司会】

ご意見ありがとうございました。14番の方お願ひいたします。

【FoE Japan 波多江】

関根さんにご説明いただいたので、議論をさせていただくお時間をまたご検討いただけ

るということで、是非よろしくお願ひいたします、ということだけです。ありがとうございます。

【国際協力銀行 関根】

ありがとうございます。時間を持って確認した方がいいかなとか、こういうことじゃないかということも、今日の議論を踏まえても出てきておりますので、出てきてというのは、私もとても出てきておりますので、距離は縮めた上で、新しいものにしたほうがいいなというのは同意見でございまして、そのようにアレンジをしてまいります。ありがとうございます。

【司会】

ありがとうございました。他に本件に関連しまして、ご意見、あるいは、ご質問ございますでしょうか。

今のところ、特に、これ以外のご質問、ご意見等はないようでございますので、お時間のほうも本来の終了時間を若干、過ぎておりますが、最後に今後の予定等、JBIC、NEXI から補足で説明すべきことがあれば、お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【国際協力銀行 関根】

ありがとうございました。長時間にわたりまして、ご参加、ご意見を頂戴しまして充実した時間となりました。ありがとうございます。

先ほど少し申し上げたんですが、11月22日に追加論点を、ガイドラインの方でいただいているとありますけれども、かなり、本日議論した点において、重複しているということでございますので、その論点も含めて次回の第9回会合では、ガイドラインの改訂案をお示しした上で、意見交換の場とさせていただければと思います。

当然そのときに、今回の追加論点のところの、表の、形式的かもしれません、私たちの考え、もう、今日申し上げた点もありますけれども、をお示しして、必要があれば、そこに戻って議論をしますが、今日いただいたところで改訂案を作っても、今週の追加論点のところというのはカバーできるかなという気もしますので、そういったことも、議論を妨げるものではありませんが、両方をやりたいということと、先ほどご意見いただいたことを踏まえて、異議申立のところを議論の時間を見るということだと思っております。

改訂案については、早めに、いつもどおりですが、お示しして、年内にもう一度議論をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

【司会】

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本会合については閉会とさせていただきたいと思います。本日、大変お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ございました。

(了)